

## 鳥取県中部地震の経験を踏まえた学校の防災対策の推進について

元気づくり総本部

## ➤ 避難所環境の整備

○避難所となる学校トイレの洋式化・多目的化のより一層の推進。

○災害時に配慮が必要な児・者（障がい者、女性、乳幼児等）へのプライバシー対策の推進。

・大人数が共同生活を行う体育館だけでなく、個室となる学校の管理棟や教育棟のトイレの洋式化など。

○避難住民（外国人や子どもを含む）の情報入手、外部との双方向通信手段の確保

・あらかじめ設置して普段使いしておくもの、災害時に応急的に調達設置するものの計画的な整備。

（Wi-Fi 環境の整備、テレビ設置、特設公衆電話（特に県内高校は未設置）の設置等。）

・外国語表記、ひらがな表記などを活用した情報のユニバーサルデザイン化。

## ➤ 避難所の運営体制の構築

○避難住民による避難所の自主運営の体制の構築

・平時からの市町村（防災担当者）や地域住民と協働した避難所の運営体制の構築。

・学校教育と避難所との共存、双方の円滑な運営に向けた役割分担の調整・決定。

[鳥取県防災・危機管理対策交付金の活用]

## ➤ 学校防災マニュアルの整備と保護者との連携

○児童生徒を保護者へ安全かつ円滑に引き渡しするための具体のマニュアル整備、平時からの保護者との相互理解。

## ➤ 避難所として活用される学校の耐震化

○非構造部材も含め学校施設の耐震化の計画的推進。

[緊急防災・減災事業債の活用（平成 29 年度以降も延長される見込み）]

平成 28 年度に緊急防災・減災事業債の対象事業が拡大され、避難所指定の公立学校体育館等の空調設備が新たに対象となった。